

島根県報

第一、四九九号

平成十五年八月二十六日

(火曜日)

告示

目次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市町村課)	一
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(障害者福祉課)	二
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	二
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	"	二
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	三
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	"	三
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	三
農業振興地域の指定の一部改正(五件)	(農業経営課)	四
平成十五年定期種畜検査に合格した種畜	(畜産振興課)	五
平成十五年地方の臨時種畜検査の実施	"	九
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	一〇
県営土地改良事業の工事の完了	"	一〇
保安林予定森林(三件)	(森林整備課)	一〇

解除予定保安林
 漁業災害補償法の規定に基づく同意
 漁調委指示
 定置漁業の保護区域の設定(二件)

(水産課) 一一
 " " 一二
 " " 一三

告示

島根県告示第六百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西郷町大字犬来字小井江二一一番一から同大字字前田一四七番一に至る地先の公有水面埋立地	四、二四六・四七平方メートル	大字犬来字小井江

(ただし、右地番は、平成十年九月二十五日現在のものである。)

島根県告示第六百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江保健生活協同組合	通所介護	ふれあい診療所	松江市西津田七・一四・二一	平成十五年八月十日

島根県告示第六百九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	居宅介護	島根県厚生センター あいあい	厚生センター あいあい	平成十五年四月一日
社会福祉法人 山陰家庭学院	短期入所	松江学園はばたき 指定知的障害児者短期入所事業所	指定知的障害児者短期入所事業所 みのりの家	平成十五年四月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	短期入所	知的障害者更生施設 島根県立光風園	光風園	平成十五年四月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	短期入所	島根県立清風園	清風園	平成十五年四月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	短期入所	島根県立緑風園	緑風園	平成十五年四月一日

島根県告示第六百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	居宅介護	特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	出雲市稗原町 二九二二三	出雲市里方町 一一六	平成十五年五月一日
特定非営利活動法人 あいの会	居宅介護	あいの会	那賀郡三隅町 向野田三四〇	那賀郡三隅町 三隅二五一	平成十五年四月一日
サンキ・ウエル ビイ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエル ビイ介護センター 出雲	出雲市塩冶有原町一・四〇	出雲市姫原一丁目五・二	平成十五年六月二十四日

島根県告示第六百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	居宅介護	島根県立厚生セン ター あいあい	厚生センター あ いあい	平成十五年四 月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	短期入所	島根県立厚生セン ター 晴雲寮	厚生センター 晴 雲寮	平成十五年四 月一日

島根県告示第六百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定に基づき、
次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があつたので、
同法第十七条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動 法人 コミュニ ティサポートい ずも	居宅介護	特定非営利活動 法人 コミュニ ティサポートい ずも	出雲市榊原町 二九二三	出雲市里方町 一一六	平成十五年 五月一日
特定非営利活動 法人 あいの会	居宅介護	あいの会	那賀郡三隅町 向野田三四〇	那賀郡三隅町 三隅二五二	平成十五年 四月一日
サンキ・ウエル ビィ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエル ビィ介護センタ ー出雲	出雲市塩治有 原町一・四〇 ・二	出雲市姫原一 丁目五・二	平成十五年 六月二十四 日
石見銀山農業協 同組合	居宅介護	J A石見銀山ホ ームヘルパーズ チームション	大田市長久町 長久口二六五 ・一四	大田市長久町 長久八五六・ 一	平成十五年 六月二十七 日

島根県告示第七百号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定に基づき、次
の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があつたので、同
法第十五条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	居宅介護	島根県立厚生セン ター あいあい	厚生センター あ いあい	平成十五年四 月一日
社会福祉法人 山陰家庭学院	短期入所	松江学園はばたき 指定知的障害児者 短期入所事業所	指定知的障害児者 短期入所事業所 みのりの家	平成十五年四 月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	短期入所	知的障害者更生施 設 島根県立光風 園	光風園	平成十五年四 月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	短期入所	島根県立清風園	清風園	平成十五年四 月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	短期入所	島根県立緑風園	緑風園	平成十五年四 月一日

島根県告示第七百一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定に基づき、次
の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があつたので、

同法第十五条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	居宅介護	特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	出雲市稗原町二九二三	出雲市里方町一一六	平成十五年五月一日
特定非営利活動法人 あいの会	居宅介護	あいの会	那賀郡三隅町向野田三四〇	那賀郡三隅町三隅二五二	平成十五年四月一日
サンキ・ウエルビル株式会社	居宅介護	サンキ・ウエルビル介護センター出雲	出雲市塩冶有原町一・四〇二	出雲市姫原一丁目五・二	平成十五年六月二十四日

島根県告示第七百二号

農業振興地域の指定（昭和四十七年島根県告示第八百八十六号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

五 鹿島地域の項中、「大字片句の中国電力島根原子力発電所用地」を、「大字片句・大字御津の中国電力島根原子力発電所用地」に改める。

島根県告示第七百三号

農業振興地域の指定（昭和四十六年島根県告示第八百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

五 掛合地域の項中、「第二二〇の各林班のうちの保安林で囲まれた区域」の下に、「大字多根・大字松笠のゴルフ場用地」を加える。
 十 浜田地域の項中、「浜田城跡第二種特別地域」の下に、「久代町・上府町のゴルフ場用地」を加える。

島根県告示第七百四号

農業振興地域の指定（昭和四十五年島根県告示第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

四 斐川地域の項中、「ウ平成十二年斐川町告示第三十九号により定められた出雲都市計画用途地域」の下に、「エ平成元年十一月十七日運輸省告示第六百四十八号により定められた出雲空港用地、才大字沖洲のうち出雲空港用地と穴道湖に囲まれた区域、力大字字頭・大字神庭のゴルフ場用地」を加える。

七 益田地域の項中、「大字高津字松崎・大字喜阿弥字若山の国有林」の下に、「平成五年五月二十七日運輸省告示第三百二十号により定められた石見空港用地」を加える。

島根県告示第七百五号

農業振興地域の指定（昭和四十五年島根県告示第八百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

五 瑞穂地域の項中、「四四大経第二〇六四号で登録された畑ヶ迫国有林（第一〇二〇林班）」の下に、「カ大字上亀谷・大字下亀谷のゴルフ場用地」を加える。

島根県告示第七百六号

農業振興地域の指定（昭和四十六年島根県告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

二 西郷地域の項中「大満寺山系特別地域（第一種、第二種）」の下に、「平成九年

運輸省告示第三百三十一号により定められた隠岐空港用地」を加える。

島根県告示第七百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条の規定に基づき平成十五年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

種畜証明書 番号	検査月日	名前（登録・登記番号）	品 種	生年月日	産 地	血統		検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
						母	父			
平一五島根県 一第一号	一五・五・二六	栄福	馬 半血腫（輓系）	H八・五・三	島根県隠岐郡 知夫村	半血腫 栄富	半血腫 成福	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合
平一五島根県 一第二号	一五・五・二六	秀山六	半血腫（輓系）	H一・一・五・一	島根県隠岐郡 西ノ島町	ブル 砲月	半血腫 秀月五	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合
平一五島根県 一第三号	一五・五・二六	長春	半血腫（輓系）	H九・四・二	島根県隠岐郡 西ノ島町	半血腫 若槻	半血腫 菜訓	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合
平一五島根県 一第四号	一五・五・二六	若桜2・8	半血腫（輓系）	H八・五・六	島根県隠岐郡 西ノ島町	半血腫 若桜2	半血腫 菜訓	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合
平一五島根県 一第五号	一五・五・二六	邦文 （日馬繋〇〇四）	半血腫（輓系）	S五六・五・六	島根県隠岐郡 西ノ島町	ブル 青草	半血腫 栄山	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合
平一五島根県 一第六号	一五・五・二六	隠岐桜	半血腫（輓系）	H一〇・六・一	島根県隠岐郡 西ノ島町	松雲	半血腫 若桜2・8	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農協協同 組合

平一五島根県 一第一六号	平一五島根県 一第一五号	平一五島根県 一第一四号	平一五島根県 一第一三号	平一五島根県 一第二二号	平一五島根県 一第二一号	平一五島根県 一第二〇号	平一五島根県 一第十九号	平一五島根県 一第一八号	平一五島根県 一第一七号
一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七
勝茂勝 (全和〇一子受卵島黒三六 〇〇〇一)	菊鶴桜 (全和黒原四〇四六)	茂糸勝 (全和〇一子受卵島黒三七 〇〇三〇)	平幸勝 (全和〇一子受卵島黒三七 〇〇二六)	安英実10 (全和〇一子受卵島黒三六 〇一五四)	第7美桜 (全和〇一子受卵島黒一七 〇二二六)	福北6 (全和〇一子受卵島黒一七〇二 〇六)	瑞国 (全和〇一子受卵島黒三七 〇〇一七)	温泉華 (全和黒原四二八四)	平金勝 (全和黒原二七七二)
黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
二 H 二二・一一・	九 H 一一・九・二	二 H 二四・一・二	二 H 二三・一一・	八 H 二三・六・二	三 H 三三・一一・	四 H 四四・一・一	五 H 四四・一・二	五 H 三三・五・二	二 H 一〇・一〇・
島根県出雲市	島根県出雲市	島根県出雲市	島根県能義郡 広瀬町	島根県出雲市	島根県能義郡 広瀬町	島根県簸川郡 佐田町	島根県簸川郡 佐田町	島根県邇摩郡 温泉津町	島根県出雲市
平茂勝 ほくこ	北国7の8 きくつるふく3	茂勝 ほくこ4	平茂勝 ひもしばのり	茂重桜 ひらしげ5	第7系桜 ひやひめさかえ	みのり 北国7の8	北国7の8 ことひら7	茂重桜 しもはな	平茂勝 いぎの1
二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級
個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	県有	県有
島根県出雲市 勝部 信二	島根県出雲市 勝部 明美	島根県出雲市 勝部 明美	島根県仁多郡横田町 杠 修	島根県大原郡木次町 佐藤 明	島根県大原郡木次町 佐藤 明	島根県大原郡大東町 青砥 俊夫	島根県大原郡大東町 青砥 俊夫	島根県大原郡木次町 島根県立種畜センター	島根県大原郡木次町 島根県立種畜センター

平一五島根県 一第三六号	平一五島根県 一第三五号	平一五島根県 一第三四号	平一五島根県 一第三三号	平一五島根県 一第三二号	平一五島根県 一第三一号	平一五島根県 一第三〇号	平一五島根県 一第二九号	平一五島根県 一第二八号	平一五島根県 一第二七号
一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七	一五・五・二七
D五〇八	B六五一	茂花14 (全和〇二子島黒一七〇一 八八)	茂城14 (全和〇二子島黒一七〇一 八七)	松214 (全和黒二二八八〇)	池紋平 (全和〇二子島黒一六四三 九一)	花福平 (全和〇二子受卵島黒三七 〇〇七一)	第7糸島 (全和黒原四〇四九)	谷福栄 (全和黒原三六八四)	福昌土井 (全和黒二二九二八)
雑種	豚種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
三H 二三・一〇・	五H 二二・八・一	H 二四・二・七	六H 二四・一・二	H 八・九・一七	二H 一三・一一・	八H 一四・四・二	五H 一一・五・一	H 九・三・一八	九H 七・一一・二
小野田町 宮城県加美郡	小野田町 宮城県加美郡	島根県大田市	島根県大田市	北海道勇払郡 早来町	島根県安来市	島根県安来市	島根県仁多郡 仁多町	島根県八束郡 六道町	兵庫県多可郡 黒田庄町
三〇B 〇六	一一A 六一	くまはな3の2	茂重桜 いぎの1	まつひめ 安福165の9	いけすず 平茂勝	かつみ 安福165の9	よしはる 福昌土井	ふくうちよし8 安来	まさ 谷福土井
級外	級外	二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級	二級
その他	その他	有 独立行政 政法人	有 独立行政 政法人	その他	個人有	その他	その他	その他	その他
島根県江津市 有限会社 島根種豚供 給センター	島根県江津市 有限会社 島根種豚供 給センター	島根県大田市 独立行政法人 近畿中国四国農業研究 センター	島根県大田市 独立行政法人 近畿中国四国農業研究 センター	島根県大田市 有限会社 島根農場	島根県安来市 池田 進	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人 中国牧 場	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人 中国牧 場	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人 中国牧 場	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人 中国牧 場

平一五島根県 一第四五号	平一五島根県 一第四四号	平一五島根県 一第四三号	平一五島根県 一第四二号	平一五島根県 一第四一号	平一五島根県 一第四〇号	平一五島根県 一第三九号	平一五島根県 一第三八号	平一五島根県 一第三七号
一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八	一五・五・二八
北安国 (全和〇一子受卵島黒三七 〇一六〇)	棕鶴平 (全和〇一子受卵島黒三七 〇一五九)	高梅32 (全和〇一子山黒二三五七)	棕横57 (全和〇一子受卵島黒三七 〇〇八八)	第1福成 (全和〇一子受卵島黒三六 〇二二五)	球磨川 (全和黒原四三二八)	E九三一	E五三〇	E二九三
黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	牛 黒毛和種	雑種	雑種	雑種
H二四・八・一	九H二四・七・二	五H二三・一〇・	〇H二四・六・三	七H二三・九・一	H二三・一・六	五H二四・七・一	一H二四・四・一	一H二四・三・二
島根県益田市	山口県鹿足郡 日原町	山口県吉敷郡 小郡町	島根県益田市	島根県益田市	島根県出雲市	宮城県加美郡 小野田町	宮城県加美郡 小野田町	宮城県加美郡 小野田町
まきこ 北国7の8	つるふじ 平茂勝	かこめ 平茂勝	まきこ 安福57	さくら1 安福165の9	まつひかり 茂重桜	四一B六三 一四A四五	一七B九一 一四A〇七	三九B四三 一四A四一
二級	二級	二級	二級	二級	一級	級外	級外	級外
個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	その他	その他	その他
島根県益田市 椋木 健次	島根県益田市 椋木 健次	島根県益田市 椋木 健次	島根県益田市 椋木 健次	島根県益田市 椋木 健次	島根県益田市 椋木 健次	島根県江津市 有限会社 島根種豚供 給センター	島根県江津市 有限会社 島根種豚供 給センター	島根県江津市 有限会社 島根種豚供 給センター

島根県告示第七百八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定により、平

成十五年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭

和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により告示する。
平成十五年八月二十六日

一 実施する地域

県内一円

二 実施期日及び場所

平成十五年九月十五日から平成十六年三月三十一日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第七百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市土地改良区	周井手下地区用排水施設事業(非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	出雲市役所

島根県告示第七百十号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
西谷地区区画整理事業(県営農地環境整備事業)	平成十四年五月九日

島根県告示第七百一十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡瑞穂町大字鱒淵一三三二から一三三六まで、一三三六の一、三五九四の一、三六〇〇の二、三六〇二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び瑞穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百一十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第

二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

保安林予定森林の所在場所

仁多郡横田町大字下横田字片平林二一九七、二二〇八、字奥林二一九八、二一九九、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇三から二二〇六まで、二二〇七の一、二二〇七の二、大字小馬木字伝兵衛山三三三四、三三三五、三三三七、三三三七の一、三三三七の二、字高城坊中新田三三三六、字露重三三三八、三三三九の一、三三三九内一、三三三九の二、三三三九の三、字陰地仁右工門谷三三三〇、字大谷岩ノ谷三三三二の一から三三三三の五まで、字陰地岩ノ谷三三三三の二、三三三三の三、字陰地長畑三三三四の一から三三三四の四まで、字陰地成以後三三三五、字陰地シビタレ以後三三三六、字陰地小屋ノ谷三三三七の一、三三三七の二、三三三七内二、三三三七の三、字陰地赤列三三三八の一、三三三八の二、三三三九、字陰地奥新田三三四一、字陰地割谷三三四三、字陰地奥新田右平三三四四、字陰地王子ヶ谷三三五一

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

保安林予定森林の所在場所

飯石郡掛合町大字穴見七三三二の一四、七三三二の二五、七四四の三、七四五の五
指定の目的
水源のかん養
指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十四号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

解除予定保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字小田二六三五の一、二六三五の四

保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第七百十五号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和二十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があつたと認めためので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年八月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 加入区の名

浜田市加入区

二 加入区

はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域

三 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号）の十

三の項漁業の区分欄12に掲げる漁業の区分

漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、平成十五年九月一日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成十年島根海区漁業調整委員会指示第一号は廃止する。

平成十五年八月二十六日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤裕

一に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であつて、二の表の上欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

一 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

- 定第一号 八束郡美保関町大字美保関早見方鼻地先
- 定第二号 八束郡美保関町大字七類九島高西ノ浜地先
- 定第三号 八束郡美保関町大字片江大崎鼻地先
- 定第四号 八束郡美保関町大字笠浦津ノ和鼻地先
- 定第五号 八束郡島根町大字野井築島地先
- 定第六号 八束郡島根町大字野井築島地先
- 定第七号 八束郡島根町大字多古種子島地先
- 定第八号 八束郡島根町大字多古、多古鼻地先
- 定第九号 八束郡島根町大字加賀馬島地先
- 定第十号 八束郡島根町大字大芦角グリ地先
- 定第十一号 八束郡鹿島町大字御津地先
- 定第十二号 八束郡鹿島町大字手結ネタキ鼻地先
- 定第十三号 八束郡鹿島町大字手結寺島地先
- 定第十四号 八束郡鹿島町大字手結寺島地先
- 定第十五号 平田市美保町地先
- 定第十六号 平田市塩津町地先
- 定第十七号 平田市十六島町水尻地先
- 定第十八号 簸川郡大社町大字杵築西字湊原地先
- 定第十九号 簸川郡多伎町大字小田字小田西地先
- 定第三十号 邇摩郡温泉津町大字湯里地先
- 定第三十一号 江津市嘉久志町地先
- 定第三十二号 江津市嘉久志町地先
- 定第三十三号 浜田市外ノ浦町地先
- 定第三十四号 那賀郡三隅町大字折居地先
- 定第三十五号 益田市高津町地先
- 定第三十六号 益田市小浜町地先
- 定第三十七号 益田市飯浦町地先

二 保護区域及び漁法

区域	(メートル)	漁法
前面(両口の場合は端口の広い側を言つ。)	五〇〇	網
後面(両口の場合は端口の狭い側を言つ。)	二〇〇	
沖合	二〇〇	
前面(両口の場合は端口の広い側を言つ。)	二〇〇	
後面(両口の場合は端口の狭い側を言つ。)	一五〇	釣及び延縄
沖合	一五〇	

隠岐海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、平成十五年九月一日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成十五年八月二十六日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

一に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具(身網及び垣網)の周囲であつて、二の表の上欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

一 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置
免許番号 漁場の位置

定第五十一号 隠岐郡五箇村大字久見池尻鼻地先
定第五十二号 隠岐郡五箇村大字北方地先

二 保護区域及び漁法

区域(メートル)	漁法
口 両面 五〇〇	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄

両 沖合 三〇〇	
-------------	--

一 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第五十三号 隠岐郡都万村大字南方地先
定第五十六号 隠岐郡西ノ島町浦郷三度地先

二 保護区域及び漁法

区域(メートル)	漁法
口 両面 一〇〇〇	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
両 沖合 三〇〇	

一 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第五十五号 隠岐郡海士町大字崎地先
定第五十七号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先
定第五十八号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

定第五十九号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

二 保護区域及び漁法

区域(メートル)	漁法
口 両面 四〇〇	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
両 沖合 二〇〇	

一 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第五十四号 隠岐郡海士町大字豊田地先

二 保護区域及び漁法

平成十五年八月二十六日印刷
平成十五年八月二十六日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)

両	口	区域(メートル)
沖合 三〇〇	西面 三〇〇	
各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄		漁法